

「株式会社商工組合中央金庫法」の施行に伴う「社債等に関する業務規程」等の一部改正について

1 改正の趣旨

商工組合中央金庫の完全民営化の実現に向けた措置を講ずること等を目的とする「株式会社商工組合中央金庫法（平成 19 年法律第 74 号）が本年 10 月 1 日に施行されることに伴い、別紙のとおり「社債等に関する業務規程」（以下「規程」という。）及び「社債等に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）の一部を改正する。また、これに併せて、社債等振替制度に係る業務の取扱い等を明確にするため、規程及び規則の一部を改正する。

2 改正の概要

（1）「株式会社商工組合中央金庫法」の施行に伴う改正について

短期社債等の範囲から短期商工債を削るとともに、所要の経過措置を設ける。（規程第 8 条、附則第 2 条関係）

（2）社債等振替制度に係る業務の取扱い等を明確にするための改正について

一般債においていわゆる社債権者集会用の証明書の交付が行われた場合について、振替及び抹消等が行われないようにすることなど当機構の行う措置を明確にするため、所要の改正を行う。（規程第 68 条の 2 関係）

社債等において差押命令等による処分の制限に関する通知の送達が行われた場合について、振替及び抹消等が行われないようにすることなど当機構の行う措置を明確にするため、所要の改正を行う。（規程第 70 条の 2 関係）

社債等振替制度に発行者、機構加入者、間接口座管理機関その他の制度参加者として制度参加する場合の提出書類について、当機構が認める場合にはその添付を省略することができることを明確にするため、所要の改正を行う。（規則第 4 条から第 5 条まで、第 8 条、第 10 条の 2 関係）

その他、所要の規定の整備を行う。

3 施行日

株式会社商工組合中央金庫法附則第 1 条本文に規定する同法の施行の日（平成 20 年 10 月 1 日）から施行する。

以 上